

○ 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）

改 正 案

現 行

（上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合の報告）

第十五条 法第六十七条の十八第七号に掲げる場合における同条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

一 電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として売買が成立した場合 売買が成立した日の翌営業日の午前八時三十分

二 所属認可協会がその規則に定める時間帯に売買が成立した場合（前号に掲げる場合を除く。） 売買の成立後五分以内
三 前二号に掲げる場合以外の場合 売買が成立した日の当日又は翌営業日において所属認可協会がその規則に定める時刻

2
(略)

（同時に多数の者に対し取引所金融商品市場外での上場株券等の売

（上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合の報告）

第十五条 法第六十七条の十八第七号に掲げる場合における同条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

一 電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者若しくは各当事者として売買が成立した場合又は所属認可協会の営業日の午前八時十分から午後五時までの間に売買が成立した場合 売買の成立後五分以内

二 所属認可協会の営業日の当日午前八時十分以前に売買が成立した場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該営業日の午前九時
三 前二号に掲げる場合以外の場合 売買が成立した日の翌営業日の午前八時三十分

2
(略)

（同時に多数の者に対し取引所金融商品市場外での上場株券等の売

付け又は買付けの申込みをした場合の報告)

第十六条 法第六十七条の十八第八号に掲げる場合における同条の規定による報告は、申込みをした日の翌営業日の午前八時三十分までに行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

2 (略)

3 法第六十七条の十八第八号に規定する売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の価格を報告するときは、売付けの申込みに係るものにあっては申込みをした日における当該有価証券の銘柄中最も低い価格を、買付けの申込みに係るものにあっては申込みをした日における当該有価証券の銘柄中最も高い価格を報告するものとする。

4 法第六十七条の十八第八号に規定する内閣府令で定める事項は、前項に係る申込みをした時における数量及び売付け又は買付けの別とする。

(売買高、価格等の通知等)

第十七条 法第六十七条の十九の規定により、認可協会は、その規則で定める方法により、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表第一の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項を、取扱有価証券の売買については別表第二の上欄に掲げる通知及び公表の区分

付け又は買付けの申込みをした場合の報告)

第十六条 法第六十七条の十八第八号に掲げる場合における同条の規定による報告は、申込み後五分以内に行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

2 (略)

3 法第六十七条の十八第八号に規定する売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の価格を報告するときは、売付けの申込みに係るものにあっては当該有価証券の銘柄中最も低い価格を、買付けの申込みに係るものにあっては当該有価証券の銘柄中最も高い価格を報告するものとする。

4 法第六十七条の十八第八号に規定する内閣府令で定める事項は、数量及び売付け又は買付けの別とする。

(売買高、価格等の通知等)

第十七条 法第六十七条の十九の規定により、認可協会は、その規則で定める方法により、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表第一の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項を、取扱有価証券の売買については別表第二の上欄に掲げる通知及び公表の区分

に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項をその協会員に通知し、公表しなければならない。

2 法第六十七条の十九の規定により、認可協会は、その規則で定める方法により、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買については別表第三の上欄に掲げる通知及び表の中欄に掲げる事項をその協会員に通知し、又は公表しなければならない。

(上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合の報告)

第二十四条 法第七十八条の三第一号に掲げる場合における同条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

一 電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として売買が成立した場合 売買が成立した日の翌営業日の午前八時三十分

二 所属する認定協会（次号において「所属認定協会」という。）がその規則に定める時間帯に売買が成立した場合（前号に掲げる

に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項を、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買については別表第三の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項をその協会員に通知し、公表しなければならない。

(上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合の報告)

第二十四条 法第七十八条の三第一号に掲げる場合における同条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

一 電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者若しくは各当事者として売買が成立した場合又はその所属する認定協会（次号において「所属認定協会」という。）の営業日の午前八時十分から午後五時までの間に売買が成立した場合 売買の成立後五分以内

二 所属認定協会の営業日の当日午前八時十分以前に売買が成立了場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該営業日の午前九時

場合を除く。) 売買の成立後五分以内

三 前二号に掲げる場合以外の場合 売買が成立した日の当日又は翌営業日において所属認定協会がその規則に定める時刻

2 (略)

(同時に多数の者に対し取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合の報告)

第二十五条 法第七十八条の三第二号に掲げる場合における同条の規定による報告は、申込みをした日の翌営業日の午前八時三十分までに行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

2 (略)

3 法第七十八条の三第二号に規定する売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の価格を報告するときは、売付けの申込みに係るものにあっては申込みをした日における当該有価証券の銘柄中最も低い価格を、買付けの申込みに係るものにあっては申込みをした日における当該有価証券の銘柄中最高の価格を報告するものとする。

4 法第七十八条の三第二号に規定する内閣府令で定める事項は、前項に係る申込みをした時における数量及び売付け又は買付けの別とする。

三 前二号に掲げる場合以外の場合 売買が成立した日の翌営業日の午前八時三十分

2 (略)

(同時に多数の者に対し取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合の報告)

第二十五条 法第七十八条の三第二号に掲げる場合における同条の規定による報告は、申込み後五分以内に行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

2 (略)

3 法第七十八条の三第二号に規定する売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の価格を報告するときは、売付けの申込みに係るものにあっては当該有価証券の銘柄中最も低い価格を、買付けの申込みに係るものにあっては当該有価証券の銘柄中最も高い価格を報告するものとする。

4 法第七十八条の三第二号に規定する内閣府令で定める事項は、数量及び売付け又は買付けの別とする。

(売買高、価格等の通知等)

第二十六条 法第七十八条の四の規定により、認定協会は、その規則で定める方法により、別表第七の上欄に掲げる通知又は公表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項をその会員に通知し、又は公表しなければならない。

別表第一（第十七条第一項関係）

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二（第十七条第一項関係）

通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項
協会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において上場株券等の売付け若しくは買付けの申込みをし又は売買の受託	一～三 (略) (削る)	一 協会員からの報告を受けた後、遅滞なく、協会員に通知すること。
二 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由があ		

(売買高、価格等の通知等)

第二十六条 法第七十八条の四の規定により、認定協会は、その規則で定める方法により、別表第七の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項をその会員に通知し、公表しなければならない。

別表第一（第十七条関係）

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二（第十七条関係）

通知及び公表の区分	通知及び公表事項	注意事項
協会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において上場株券等の売付け若しくは買付けの申込みをし又は売買の受託	一～三 (略) 四 申込みの時刻	一 協会員からの報告を受けた後、直ちに通知し、公表すること。
二 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由があ		

			等に基づく注文をした場合の通知
毎日の公表		協会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は売買の受託等に基づく売買が成立した場合の通知	一～三（略）
二 一 株券は、銘柄		一 当該売買が電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者としてなされた場合には、遅滞なく、協会員に通知すること。	事由の消滅後速やかに通知すること。
一 の種類ごとに区分し、小 計 総取引高は、有価証券	二 の種類ごとに区分し、小 計 総取引高は、有価証券	二 （略） 三 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知すること。	る場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知すること。
毎日		協会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は売買の受託等に基づく売買が成立した場合	等に基づく注文をした場合
二 一 株券は、銘柄		一 当該売買が電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者としてなされた場合には、速やかに協会員に通知し、公表すること。	事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知し、公表すること。
一 の種類ごとに区分し、小 計 総取引高は、有価証券	二 の種類ごとに区分し、小 計 総取引高は、有価証券	二 （略） 三 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知若しくは公表すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知し、公表すること。	ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知し、公表すること。

量	一 有価証券の種類及び銘柄		四 新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量	三 出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量	二 有価証券の種類ごとに区分すること。	一 計を付した上合計する」と。
	二 売付け又は買付けの申込みに係る価格及び数量	一 有価証券の種類ごとに区分すること。	五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。	四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表することで足りる。	三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。	二 有価証券の種類ごとに区分すること。
	三 申込みに係る価格及び数量	二 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。	一 有価証券の種類ごとに区分すること。			

三 出資証券等は	別に、数量	銘柄別に、額	面金額及び数量	計を付した上合計する」と。
四 新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量	二 有価証券の種類ごとに区分すること。	三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。	四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知し、公表することで足りる。	五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知し、公表することで足りる。

会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において上場株券等の売付け若しくは買付けの申込みをし又は取引所金融商品市場外で上場株	通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項	別表第七（第二十六条関係）
				あつては当該買付けの申込みに係る数量とし、買付けの申込みをした場合に該買付けの申込みに係る数量とすること。

会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において上場株券等の売付け若しくは買付けの申込みをし又は取引所金融商品市場外で上場株	通知及び公表の区分	通知及び公表事項	注意事項	別表第七（第二十六条関係）
				申込みの時刻

				券等の売買の受託等に基づく注文をした場合の通知
				会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は売買の受託等に基づく売買が成立した場合の通知
				一～三 (略)
三 、銘柄別に、額 出資証券等は	二 別に数量 株券は、銘柄 総取引高	一 株券は、銘柄 総取引高		一 当該売買が電子情報処理組織を使用してなされた場合には、遅滞なく、会員に通知すること。
二 有価証券の種類ごとに と。 計を付した上合計するこ	一 の種類ごとに区分し、小 事由の消滅後速やかに通知すること。	二 の種類ごとに区分し、小 事由の消滅後速やかに通知すること。	三 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知すること。	二 (略) 三 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知すること。
				会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は売買の受託等に基づく売買が成立した場合の通知
				一～三 (略)
三 、銘柄別に、額 出資証券等は	二 別に数量 株券は、銘柄 総取引高	一 株券は、銘柄 総取引高		一 当該売買が電子情報処理組織を使用してなされた場合には、速やかに会員に通知し、公表すること。
二 有価証券の種類ごとに と。 計を付した上合計するこ	一 の種類ごとに区分し、小 事由の消滅後速やかに通知すること。	二 の種類ごとに区分し、小 事由の消滅後速やかに通知すること。	三 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知若しくは公表すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知し、公表すること。	二 (略) 三 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知若しくは公表すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに通知し、公表すること。

				四 面金額及び数量
			四 社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量	三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。
			四 新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量	四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき公表すること。

				四 面金額及び数量
			四 社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量	三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。
			四 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。	四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知し、公表することで足りる。

				四 面金額及び数量
			四 社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量	三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。
			四 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回公表することで足りる。	四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知し、公表することで足りる。

みに係る数量とし、買付けの申込みをした場合にあつては当該買付けの申込みに係る有価証券の銘柄中最も高い価格及び当該買付けの申込みに係る数量とすること。